

## (2) 景観形成地区内における行為の届出

景観形成地区内における行為の届出が必要となる工作物等の規模は、次の表のとおりです

行為の種類	届出の対象となる規模	古市古墳群景観形成地区	
		古墳近傍地区	古墳群周辺住居系地区 古墳群周辺近隣商業地区
(1)新設、増築、改築 又は移転	高さが2mを超える ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、サイロ、物見塔など	高さが15mを超える ・煙突 ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など ・装飾塔、記念塔など ・高架水槽、サイロ、物見塔など	
	高さが2mを超える ・擁壁、垣、さくなど ・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車などの遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油、ガスなどを貯蔵する工作物 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	高さが15m又は建築面積が1,000m <sup>2</sup> を超える ・擁壁、垣、さくなど ・コースター、メリーゴーラウンド、観覧車などの遊戯施設 ・コンクリートプラント、アスファルトプラント及びクラッシャープラント ・自動車車庫の用途に供する工作物 ・石油、ガスなどを貯蔵する工作物 ・汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物	
	・建築物に設置する場合で、その高さが2mを超え、かつ建築物との合計高さが10mを超えるもの	・建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが15mを超えるもの	
	・高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの ・幅員が12m以上、又は延長が30mを超える橋梁、跨線橋その他これらに類するもの		
	(2)外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の規模が(1)の行為の規模に該当する場合にあっては、変更することとなる外観の面積が従前の外観の見付面積の2分の1を超えるもの	
開発行為		開発区域面積が500m <sup>2</sup> 以上	
土地の形質の変更	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	
木竹の植栽又は伐採	木竹の植栽又は伐採	面積が1haを超える	
物件の堆積	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が1,000m <sup>2</sup> 以上	